かるが故に全國大衆黨は無產黨の力を以つて洋モスの爭議を應援する。全國大衆黨は勿論爭議の主體ではない。直接爭議に當るものでもない、其の爭議は獨占資本の貪手とその走狗たる公權力への闘爭である。それは勞働組合に依つて達成せられざる全民衆反抗運動の組織化、强化、勞働大衆の結合に依る權力への闘爭の展開でなければならぬ。現爭議の有つ政治的意義を確正しそれが斯の闘爭へより廣汎なる大衆を動員することである。これこそ現下において大衆政黨に委ねられたる最重要の闘爭でなくて何であらう。全國大衆黨はこの目標を目ざして總力を舉げて洋モス爭議を應援せんとするものである。今其任務を具體に規定すること左の如し。

イ、全無產大衆の反抗を組織化し、それを權力への闘爭へ發展せしめること。

ロ、官憲の暴壓政策に對して[illegible]、監禁、私彈の下策は依つて徹底的に抗爭すること。

ハ、獨占資本主義の暴牙を剔抉し、民衆をして生活防衛闘爭に導くこと。

ニ、洋モス爭議の勝利が全資本主義への闘爭にかゝることを徹底せしめ、[illegible]ること。

ホ、勞働立法の促進、失業救濟非常手段の促進をなすこと。

ヘ、女工の[illegible]政策に反對し、黨の[illegible]闘爭をなすこと。

ト、女工の待遇改善、身分保障等の問題より進んで婦人の一般的地位の向上問題に向つて活躍せしめること。

三、全國大衆黨の闘爭方法

全國大衆黨は以上の如き目標の下に本爭議の應援方法として次の如き手段を採る。

イ、勞働委員會の活動を促し、その統制下に糾察隊を組織し、爭議團との連絡、官憲の監視等の任に當らしめること。

ロ、勞働組合政治連絡委員會を急速に動員し、全國的の應援方法を講ずること。

ハ、勞働委員會、勞働組合政治連絡委員會を通して全國的なる爭議資金の募集をなすこと。

ニ、他黨に對して共同闘爭を提唱し全無產階級の統一的努力を以つて戰ふこと。

洋モス爭議に對する全國大衆黨の態度は右の如し。

我等は洋モス三千從業員の決死的闘爭が來る可き一大階級戰の序幕たるべきを信ずると共に、敢て全無產大衆の熱烈なる支持と應援とを望む。

昭和五年十月二日

## 臨時議會召集要求に關する決議

都市における失業農村における窮乏は通常議會を待つ能はざる最近非常の狀態にある。政府は即時臨時議會を召集し前記二大案件に對する緊急の處置を執る可きことを要求すると同時に政府は臨時議會を通して刻下の政治問題なるロンドン條約に關する政府と樞密院及び軍令部との[illegible]、海軍々縮剩餘金の、經濟に使途、陸軍縮少計畫等の內容を公開し大衆をして樞密院制度、帷幄上奏權に對する最後の決算をなすべき機會を與へんこと



[illegible]二十六日

## 簡易保險積立金に關する決議

全國大衆黨中央執行委員會

現下ノ經濟的不況ノ下ニ生業ノ資ヲ失ヘル一般勤勞大衆ニ對シ金融ノ途ヲ圖スハ刻下ノ急務ナリトス、其ノ一方法トシテ勤勞大衆ノ勤勞ノ成果ヲ蓄積シタル簡易保險積立金ヲ保險加入者ノ爲ニ完全ニ利用セシムル方策ヲ講セシコトヲ當局ニ要請ス。

一、簡易保險ノ積立金ハ保險加入者ノ請求アリタルトキハ其ノ積立金額ノ限度マデ無條件且無利子ニテ之ヲ貸與スルコト、

二、保險加入者ノ欲スル所ニ從ヒ保險料拂込ヲ一定期間猶豫スルコト、

右決議ス。

昭和五年九月十四日

## 樞密院問題に關する決議

全國大衆黨中央執行委員會

ロンドン海軍條約問題を中心として樞密院對政府の間に對立を生じ、政局の前途危機を孕みつゝありと報ぜられてゐる。ロンドン海軍條約の審議に就いては我等は全然別個の見解を持するも、軍備縮少、民衆負擔の輕減の立て前より尙、無きに優ると考ふ。

然るに封建的現存勢力を擁して我か政治の上に蟠踞する樞密院は、軍閥[illegible]んとしてゐる。これに對する濱口內閣また[illegible]主の要求を掲げて、堂々と一般[illegible]從に[illegible]時、[illegible]の限りをつくしてゐる。

[illegible]に對して全農民は今[illegible]に蹶起しつゝあり、失業苦に悩める全大衆、窮乏のドン底にある農民は、斯る反民衆的閣[illegible]に沒頭せる政治勢力に對し必ずや打倒の大旆をかざして全國的に蹶起するであらう

我等は政府が速かに臨時議會を召集し、民衆死活の問題たる失業問題、農村窮乏問題と共に大衆の公論に訴へんことを要求す。

右決議す。

昭和五年九月十四日

## 抗議書

全國大衆黨中央執行委員會

未曾有の飢餓恐慌に於ける我々民衆の唯一の打開策たる租稅の延納運動借金の肩代り運動に對して、內務省は臨むに彈壓を以てすべき意志を表明した。斯くの如きは町村制第百八條、府縣制第百十三條に依つて與へられたる民衆の既得權をすら、この飢餓恐慌に際して剝奪せんとする暴舉たるのみならず、自己の財政々策の破綻を民衆の餓死に依つて償はんとする惡政なりと言はざるを得ず、殊に有力なる工場主、資本家の間における滯納額巨額に達すると報導されつゝある時、かかる滯納には何等ふれることなく、民衆の運動に對してのみ彈壓を加ふるは我等到底、解するに苦しむところである。

我等は內務省が速かに、かゝる彈壓方針を撤去せしむことを要求す。衆